

# 事務局提出資料

- 2-1 チーム医療の推進について
- 2-2 看護教育のあり方について

# チーム医療の推進について

## 【主な検討課題】

医療の質の向上を図るため、医療関係職種が各々の専門性を高め、チーム医療を推進することの重要性を踏まえた、チーム医療の推進の一環としての、医師と看護職員との協働・連携の方策

## 【資料項目】

- 1 チーム医療を構成する医療関係職種の業務・・・・・・・・・・ 1
- 2 チーム医療の推進に関する行政の取り組み・・・・・・・・・・ 5
- 3 チーム医療の具体例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

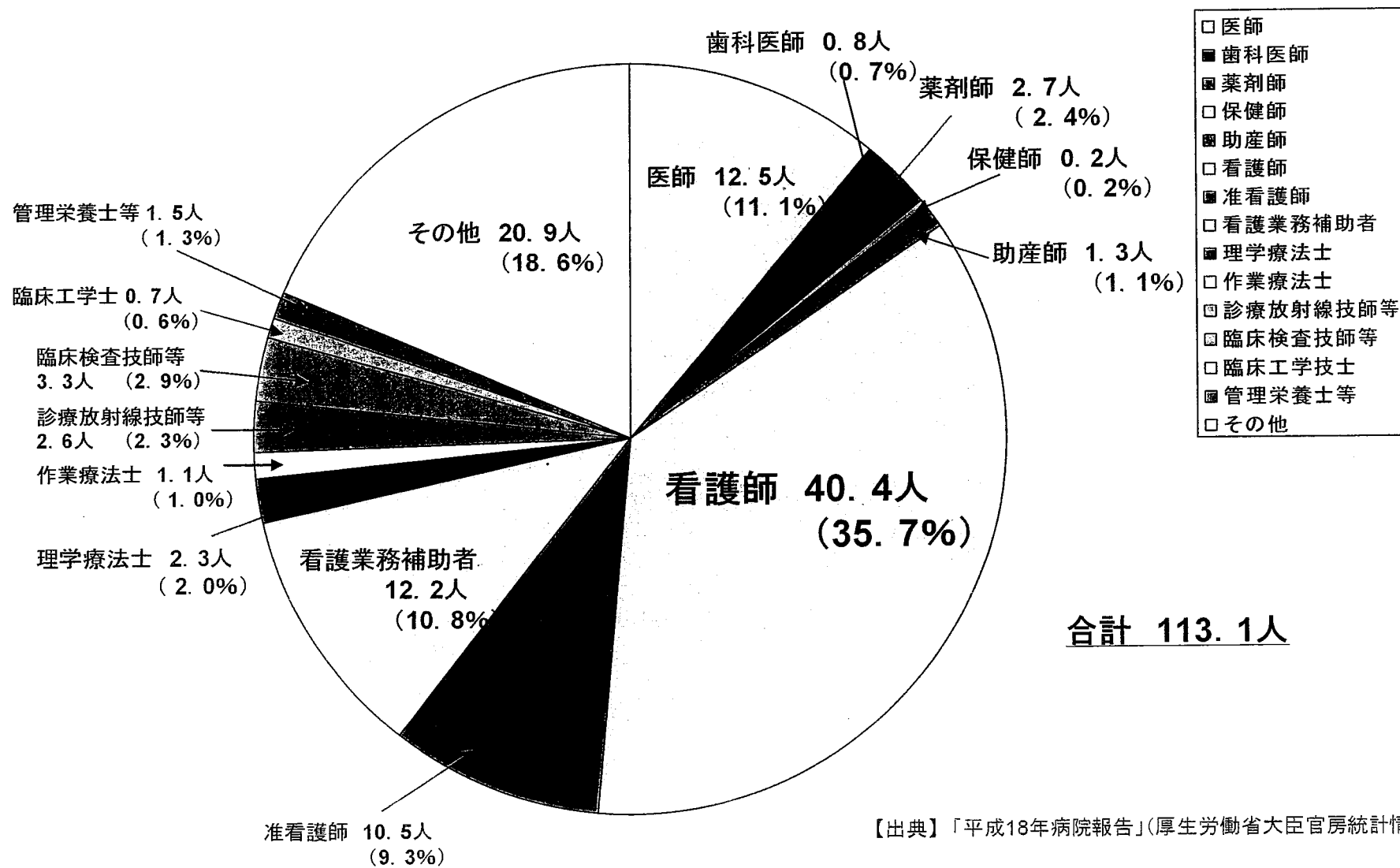
# 医療関係職種の業務 (1 / 2)

職種	根拠法	業務
医師	医師法 (昭和23年法律第201号)	(第1条)医師は、医療及び保健指導を掌ることによつて公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。 (第17条)医師でなければ、医業をなしてはならない。
歯科医師	歯科医師法 (昭和23年法律第202号)	(第1条)歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによつて、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。 (第17条)歯科医師でなければ、歯科医業をなしてはならない。
薬剤師	薬剤師法 (昭和35年法律第146号)	(第1条)薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによつて、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。 (第19条)薬剤師でない者は、販売又は授与の目的で調剤してはならない。ただし、医師若しくは歯科医師が次に掲げる場合において自己の処方せんにより自ら調剤するとき、又は獣医師が自己の処方せんにより自ら調剤するときは、この限りでない。 1 患者又は現にその看護に当たっている者が特にその医師又は歯科医師から薬剤の交付を受けることを希望する旨を申し出た場合 2 医師法(昭和23年法律第201号)第22条各号の場合又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)第21条各号の場合
保健師	保健師助産師看護師法 (昭和23年法律第203号)	(第2条)この法律において「保健師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者をいう。 (第29条)保健師でない者は、保健師又はこれに類似する名称を用いて、第2条に規定する業をしてはならない。
助産師		(第3条)この法律において「助産師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じよく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子をいう。 (第30条)助産師でない者は、第3条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法(昭和23年法律第201号)の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。
看護師		(第5条)この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。 (第31条)看護師でない者は、第5条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。
准看護師		(第6条)都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定することをを行うことを業とする者をいう。 (第32条)准看護師でない者は、第6条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

# 医療関係職種の業務 (2/2)

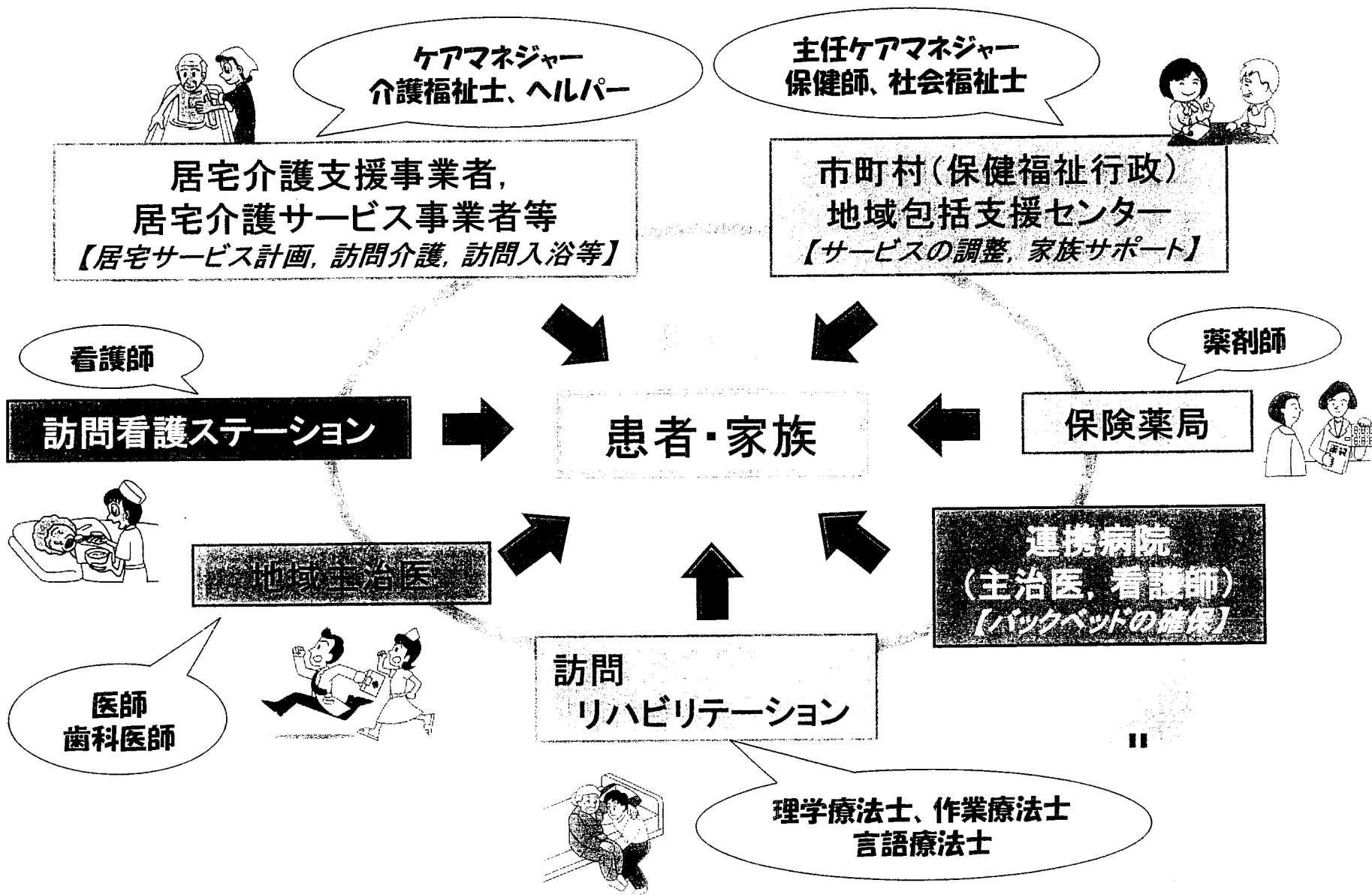
職種	根拠法	業務
理学療法士	理学療法士・作業療法士法 (昭和40年法律第137号)	<p>(第2条)この法律で「理学療法」とは、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。</p> <p>2 この法律で「作業療法」とは、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行なわせることをいう。</p> <p>3 この法律で「理学療法士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法を行なうことを業とする者をいう。</p> <p>4 この法律で「作業療法士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法を行なうことを業とする者をいう。</p>
作業療法士		
診療放射線技師	診療放射線技師法 (昭和26年法律第226号)	<p>(第26条)診療放射線技師は、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けなければ、放射線を人体に対して照射してはならない。</p> <p>2 診療放射線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。</p> <p>1 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射する場合</p> <p>2 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。</p>
臨床検査技師	臨床検査技師等に関する法律 (昭和33年法律第76号)	<p>(第2条)この法律で「臨床検査技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床検査技師の名称を用いて、医師又は歯科医師の指示の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とする者をいう。</p> <p>(附則 第2条)この法律の施行の際現に改正前の衛生検査技師法(以下「旧法」という。)第三条の規定による衛生検査技師の免許を受けている者は、改正後の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(以下「新法」という。)第三条第二項の規定による衛生検査技師の免許を受けた者とみなす。</p>
衛生検査技師		
臨床工学技士	臨床工学技士法 (昭和62年法律第60号)	<p>(第2条)この法律で「生命維持管理装置」とは、人の呼吸、循環又は代謝の機能の一部を代替し、又は補助することが目的とされている装置をいう。</p> <p>2 この法律で「臨床工学技士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作(生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であつて政令で定めるものを含む。以下同じ。)及び保守点検を行うことを業とする者をいう。</p>
管理栄養士	栄養士法 (昭和22年12月29日)	<p>(第1条第2項)この法律で管理栄養士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者をいう。</p>

# 病院における医療関係職種従事者 (一般病院100床当たり)



【出典】「平成18年病院報告」(厚生労働省大臣官房統計情報部)


# 在宅チーム医療における関係者(イメージ)



# 「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」

平成19年12月28日付け医政局長通知

- 医師でなくても対応可能な業務を医師が行っていることが病院勤務医の厳しい勤務環境の一因。
- このため、医師等でなくても対応可能な業務例を下記のとおり整理。

事務職員・看護補助者	助産師	看護師等
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 書類等の記載の代行                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・診断書</li> <li>・診療録</li> <li>・処方せん</li> <li>・主治医意見書等</li> </ul> </li> <li>② オーダリングシステムへの入力代行（診察や検査の予約）</li> <li>③ 院内の物品の補充・患者の検査室等への移送等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 正常分娩における助産師の活用</li> <li>② 妊産婦健診や相談における助産師の活用</li> <li>③ 病院内で医師・助産師が連携する仕組みの導入（院内助産所・助産師外来等）</li> </ul> <div style="text-align: center;">  </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 訪問看護等における医師の事前指示に基づく薬剤の投与量の調節【看護師】</li> <li>② 静脈注射の実施【看護師】</li> <li>③ 救急医療における診療の優先順位の決定【看護師】</li> <li>④ 採血の実施・検査の説明【臨床検査技師】</li> <li>⑤ 病棟等における薬剤管理【薬剤師】</li> <li>⑥ 医療機器の管理【臨床工学技士】</li> </ul>

# 「安心と希望の医療確保ビジョン」

(平成20年6月)

## Ⅱ. 具体的な政策

### 1 医療従事者等の数と役割

#### (4) 職種間の協働・チーム医療の充実

##### エ. 医師と看護職との協働の充実

医師・看護師がそれぞれの専門性を情報共有や会議等を通じて十分に発揮するとともに、効率的な医療の提供に資するため、チーム医療による協働を進める。その際、これからの看護師には、医師や他のコメディカル、他の職員等や患者・家族とのコミュニケーションを円滑にする役割等が求められるほか、在宅や医療機関におけるチーム医療の中で、自ら適切に判断することのできる看護師の養成が必要であることなどから、看護基礎教育の内容及び就労後の研修を充実するとともに、教育の方法や内容、期間について、将来を見渡す観点からの望ましい教育の在り方に関する抜本的な検討を進める。

また助産師については、医師との連携の下で正常産を自ら扱うよう、院内助産所・助産師外来の普及等を図るとともに、専門性の発揮と効率的な医療の提供の観点から、チーム医療による協働を進める。またその際、助産師業務に従事する助産師の数を増やすとともに、資質向上策の充実も図る。



# 社会保障の機能強化のための緊急対策

## ～5つの安心プラン～

(平成20年7月29日 内閣府)

### 2 健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会

③勤務医、看護師等の役割分担の見直し等勤務医の過重労働を緩和する方策

○勤務医の勤務状況改善－短時間正規雇用等の導入支援、メディカルクラーク普及、医師と看護師等の業務分担と連携の推進

# 病院におけるチーム医療の具体例 (クリティカルパス)

心臓リハビリテーション(心臓血管外科手術後) 患者氏名( ) 主治医( ) 看護師( )

	入院～手術前日 ( / ~ / )	手術当日 ( / )	手術直後～集中治療室 ( / ~ / )	一般病棟～退院まで リハビリ開始後15～17日 ( / ~ / )
達成目標	<input type="checkbox"/> 全身状態が安定している <input type="checkbox"/> 必要な検査がすべて終わる <input type="checkbox"/> 手術の内容が理解できる <input type="checkbox"/> 手術を受け入れることができる	<input type="checkbox"/> 万全の状態です手術が行える <input type="checkbox"/> 手術後をイメージすることができる	<input type="checkbox"/> 全身状態が安定する <input type="checkbox"/> 創部痛のコントロールができる <input type="checkbox"/> 心臓リハビリの必要性を理解できる <input type="checkbox"/> 心臓リハビリの進み方について理解できる	退院基準 <input type="checkbox"/> 自分の動ける範囲が分かる <input type="checkbox"/> 身の回りのことが自分で行える <input type="checkbox"/> 退院後の生活について不安がない <input type="checkbox"/> リハビリの目標を達成した
検査	<input type="checkbox"/> 輸血交差( / 済み )			<input type="checkbox"/> MD-CTにて評価
治療	<input type="checkbox"/> 内服・点滴			
薬剤	<input type="checkbox"/> 中止する薬剤の確認と説明(抗凝固剤など)			<input type="checkbox"/> 薬剤指導(薬剤師) ( / ) <input type="checkbox"/> 自己検脈指導(PT) ( / ) <input type="checkbox"/> 退院後の運動指導(PT) ( / )
心臓リハビリ	<input type="checkbox"/> 呼吸訓練 (理学療法士または看護師)	<input type="checkbox"/> 心臓リハビリ開始 ① 受動坐位・能動坐位 ② 端坐位・起立・足ふみ ⇒ 車椅子へ離床		<input type="checkbox"/> トイレ歩行テスト ④ 100メートル歩行テスト ⑤ 200メートル歩行テスト ⑥ 300メートル歩行テスト + 1階分階段昇降 ⇒ 卒業
食事		<input type="checkbox"/> 午前0時以降は絶食とその説明	<input type="checkbox"/> 飲水可 <input type="checkbox"/> ( 昼・夕 )よりウォーミングアップ食より開始	<input type="checkbox"/> 栄養指導(栄養士) ( / )
排泄	<input type="checkbox"/> フリー(症状のある場合は医師の指示で)			<input type="checkbox"/> ベッド上
清潔	<input type="checkbox"/> シャワー浴(症状のある場合は医師の指示で) <input type="checkbox"/> 手術前日は、除毛後にシャワー浴			<input type="checkbox"/> 全身清拭 <input type="checkbox"/> トイレ歩行テストに合格したら、歩いてトイレ可
処置ケア計画	<input type="checkbox"/> 手術前オリエンテーション(パンフレット配布) <input type="checkbox"/> 手術前日に除毛(首から下の毛すべて) <input type="checkbox"/> 不眠時:睡眠導入剤の投与 <input type="checkbox"/> 下剤の投与 【手術の用意】 <input type="checkbox"/> T字帯 【ベッドの用意】 <input type="checkbox"/> エアマット請求・ICUへFAX	【6時】 <input type="checkbox"/> 起床・洗面・排尿 <input type="checkbox"/> 点滴ライン確保 <input type="checkbox"/> バイタルサインの測定 【7時45分】 <input type="checkbox"/> 手術室移送	<input type="checkbox"/> 集中管理 <input type="checkbox"/> 褥創予防 <input type="checkbox"/> 疼痛コントロール <input type="checkbox"/> 感染予防 <input type="checkbox"/> 不安軽減 <input type="checkbox"/> 生活の援助	<input type="checkbox"/> 各コメディカルからの指導 <input type="checkbox"/> 退院に向けた準備
患者さん及び家族への説明	【入院オリエンテーション】 <input type="checkbox"/> 病状・手術について <input type="checkbox"/> 担当医(希望日時) <input type="checkbox"/> 麻酔科医(希望日時) <input type="checkbox"/> 入院生活について(看護師) <input type="checkbox"/> 持参薬の確認(薬剤師) <input type="checkbox"/> 手術前日の家族来院時間の確認 <input type="checkbox"/> 手術当日の家族来院時間の確認 <input type="checkbox"/> 抗菌剤テスト <input type="checkbox"/> 転床サマリー <input type="checkbox"/> 転床チェックリスト	【同意書の確認】 <input type="checkbox"/> 手術同意書 <input type="checkbox"/> 麻酔科同意書 <input type="checkbox"/> 輸血同意書 <input type="checkbox"/> 身体抑制同意書	<input type="checkbox"/> 病棟転床の説明	<input type="checkbox"/> 退院チェックリスト <input type="checkbox"/> 退院時オリエンテーション
バランス	有・無	有・無	有・無	有・無
サイン	/	/	/	/

(医療者用)

出典:クリティカルパス・ライブラリー ホームページ (<http://epath.medis.jp/>)

# 在宅におけるチーム医療の具体例 (ケアプラン)

〔想定している事例 : 97歳男性 認知症 廃用症候群 前立腺肥大症  
(要介護度5) 尿道カテーテル留置 脱水、誤嚥性肺炎の既往あり〕

	月	火	水	木	金	土	日
第1週	・訪問介護	・訪問介護	・訪問介護	・訪問介護	・訪問介護	・訪問介護	・訪問介護
	・訪問看護		・訪問リハビリ	・訪問看護		・訪問看護	
第2週	・訪問介護	・訪問介護	・訪問介護	・訪問介護	・訪問介護	・訪問介護	・訪問介護
	・訪問看護	・訪問診療	・訪問リハビリ	・訪問看護		・訪問看護	
第3週	・訪問介護	・訪問介護	・訪問介護	・訪問介護	・訪問介護	・訪問介護	・訪問介護
	・訪問看護		・訪問リハビリ	・訪問看護		・訪問看護	
第4週	・訪問介護	・訪問介護	・訪問介護	・訪問介護	・訪問介護	・訪問介護	・訪問介護
	・訪問看護	・訪問診療	・訪問リハビリ	・訪問看護		・訪問看護	
第5週	・訪問介護	・訪問介護	・訪問介護				
	・訪問看護		・訪問リハビリ				

サービス担当者会議(1回程度/月)